

改正案	現行
目次（現行のとおり） 第一条から第十三条の五の四まで（現行のとおり） （中小規模特定建築物等に係る措置に関する説明等） 第十三条の五の五（現行のとおり） 2（現行のとおり） 一から三まで（現行のとおり） 四 第十三条の五の二第七項に規定する省エネルギー性能基準 （別表第一の五 三の項の表イからハまでの欄における住宅用途B E Iの値は別表第一の五備考三本文の規定により、同表三の項の表ニの欄における住宅用途B E I（再生可能エネルギーを除く。）の値は別表第一の五備考四本文の規定によりそれぞれ算出した値とする。）その他知事が別に定める事項に係る対応状況 五から八まで（現行のとおり） 3及び4（現行のとおり） 第十三条の五の六から第八十三条まで（現行のとおり） 別表第一から別表第一の四まで（現行のとおり） 別表第一の五 省エネルギー性能基準（第九条の二及び第十三条の五の二関係） 一及び二（現行のとおり） 三 中小規模特定建築物（住宅の用途に供する部分に限る。）に	目次（略） 第一条から第十三条の五の四まで（略） （中小規模特定建築物等に係る措置に関する説明等） 第十三条の五の五（略） 2（略） 一から三まで（略） 四 第十三条の五の二第七項に規定する省エネルギー性能基準 （別表第一の五 三の項の表イからハまでの欄における住宅用途B E Iの値は、同表備考三（一）本文により算出した値とする。）その他知事が別に定める事項に係る対応状況 五から八まで（略） 3及び4（現行のとおり） 第十三条の五の六から第八十三条まで（略） 別表第一から別表第一の四まで（略） 別表第一の五 省エネルギー性能基準（第九条の二及び第十三条の五の二関係） 一及び二（略） 三 中小規模特定建築物（住宅の用途に供する部分に限る。）に

おける省エネルギー性能基準

基準		区分	
イ	建築物省エネルギー法第二十一条第一項に規定する特定一戸建て住宅建築主が新築する同項に規定する分譲型一戸建て規格住宅の用途に供するもの	ロ	建築物省エネルギー法第二十四条第一項に規定する特定一戸建て住宅建設工事業者が新たに建設する同項に規定する請負型一戸建て規格住宅の用途に供するもの
ハ	建築物省エネルギー法第二十四条第二項に規定する特定共同住宅等建設工事業者が新たに建設する長屋又は共同住宅の用途に供する部分	ニ	建築物省エネルギー法第二十一条第二項に規定する特定共同住宅等建築主が新築する長屋又は共同住宅の用途に供する部分
ホ	第九	第九	条の二第一項第一号に規定する用途に供する部分

おける省エネルギー性能基準

基準		区分	
イ	建築物省エネルギー法第二十一条第一項に規定する特定一戸建て住宅建築主が新築する同項に規定する分譲型一戸建て規格住宅の用途に供するもの	ロ	建築物省エネルギー法第二十四条第一項に規定する特定一戸建て建設工事業者が新たに建設する同項に規定する請負型一戸建て規格住宅の用途に供するもの
ハ	建築物省エネルギー法第二十一条第二項に規定する特定共同住宅等建築主又は等建築物省エネルギー法第二十四条第二項に規定する特定共同住宅等建設工事業者が新たに建設する長屋又は共同住宅の用途に供する部分	ニ	建築物省エネルギー法第二十一条第二項に規定する特定共同住宅等建築主又は等建築物省エネルギー法第二十四条第二項に規定する特定共同住宅等建設工事業者が新たに建設する長屋又は共同住宅の用途に供する部分
ホ	第九	第九	条の二第一項第一号に規定する用途に供する部分

	建築物の熱負荷の低減に関する基準	
	外皮平均熱貫流率が〇・八七以下（地域区分四における中小規模特定建築物については〇・七五以下）であること。	の
	外皮平均熱貫流率が〇・六〇以下であること	
(1)、(2)及第一項仕様基準又は住宅があること以下）で〇・七五	外皮平均熱貫流率が〇・八七以下（地域区分四における中小規模特定建築物については〇・八七以下	

	建築物の熱負荷の低減に関する基準	
	外皮平均熱貫流率が〇・八七以下（地域区分四における中小規模特定建築物については〇・七五以下）であること。	に建設する長屋又は共同住宅の用途に供する部分
	(新設)	
(1)、(2)及第一項仕様基準又は住宅があること以下）で〇・七五	外皮平均熱貫流率が〇・八七以下（地域区分四における中小規模特定建築物については〇・八七以下	

設備シ テムのエ ネルギー 利用の低 減に關す る基準	住宅用途	住宅用途	住宅用途	住宅用途	住宅用途	（3）イに 適合する こと。
	住宅用途 B E I が 〇・八五 以下であ ること。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・九以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	
				住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	住宅用途 B E I が 〇・八以 下である こと。	

準	設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準	非住宅用途B E Iが一・〇(当該中小規模特定建築物の延べ面積が三百平方メートル以上である場合は〇・八)以下であること。	非住宅用途B E Iが一・〇(当該中小規模特定建築物の延べ面積が三百平方メートル以上である場合は〇・八)以下であること。	非住宅用途B E Iが一・〇(当該中小規模特定建築物の延べ面積が三百平方メートル以上である場合は〇・七五)以下であること。
備考				
一 (現行のとおり)				
二 外皮平均熱貫流率とは、建築物(特定建築物における増築の場合にあつては増築部分に限る。以下同じ。)の単位住戸(住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。)の内外の温度差一度当たりの総熱損失量(換気による熱損失量を除く。)を当該単位住戸の外皮(外気等(外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏その他これらに類する建築物の部分を含む。)に接する天井(小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合にあつては、屋根)、壁、床及び開口部並びに当該単位住戸以外の建築物の部分に接する部分をいう。)の面積で除して得た値をいう。				
(削る)				

準	設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準	非住宅用途B E Iが一・〇以下であること。	(新設)	非住宅用途B E Iが一・〇以下であること。
備考				
一 (略)				
二 外皮平均熱貫流率とは、次のいずれかの値をいう。ただし、三の項の表イからハまでの欄に掲げる用途に供する建築物(特定建築物における増築の場合にあつては増築部分に限る。以下同じ。)の場合にあつては、(一)の値をいう。				
(ハ) 建築物の単位住戸(住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。)の内外の温度差一度当たりの総熱損失量(換気による熱損失量を除く。以下同じ。)を当該単位住戸の外皮				

(削る)

三 住宅用途B E Iとは、建築物（一の項の表の適用においては、共用部分を含む。）の設計一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。）第一条第一項第一号イに規定するものをいい、基準省令第四条中 E_M を加える部分を除いて算出したものをいう。以下この項において同じ。）を基準一次エネルギー消費量（基準省令第一条第一項第一号イに規定するものをいい、基準省令第五条中 E_M を加える部分を除いて算出したものをいう。以下この項において同じ。）で除して得た値をいう。ただし、三の項の表イからハまでの欄における住宅用途B E Iは、特定供給事業者が、一年間に都内において新たに建設し、又は新築する同表イからハまでの欄に掲げる各用途に供する建築物に係る設計一次エネルギー消費量の合計を当該建築物に係

（外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏その他これらに類する建築物の部分をいう。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合にあつては、屋根）、壁、床及び開口部並びに当該単位住戸以外の建築物の部分に接する部分をいう。以下同じ。）の面積で除して得た値をいう。

(二) 外皮性能モデル住宅（国土交通大臣が構造に応じて外皮

平均熱貫流率の算出に用いるべき標準的な住宅であると認めるものをいう。）の単位住戸の内外の温度差一度当たりの総熱損失量を当該単位住戸の外皮の面積で除して得た値をいう。

三

住宅用途B E Iとは、次のいずれかの値をいう。ただし、

三の項の表イからハまでの欄に掲げる用途に供する建築物の場合にあつては、(一)の値をいう。

る基準一次エネルギー消費量の合計で除して得た値とする。

(削る)

(削る)

四 住宅用途B E I (再生可能エネルギーを除く。)とは、建

築物の誘導設計一次エネルギー消費量(基準省令第十条第一

(一) 建築物(一の項の表の適用においては、共用部分を含む。

二)において同じ。)の設計一次エネルギー消費量(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。)第一条第一項第一号イに規定するものをいい、基準省令第四条中 E_M を加える部分を除いて算出したものをいう。以下この項において同じ。)を基準一次エネルギー消費量(基準省令第一条第一項第一号イに規定するものをいい、基準省令第五条中 E_M を加える部分を除いて算出したものをいう。以下この項において同じ。)で除して得た値をいう。ただし、三の項の表イからハまでの欄における住宅用途B E Iは、特定供給事業者が、一年間に都内において新たに建設し、又は新築する同表イからハまでの欄に掲げる各用途に供する建築物に係る設計一次エネルギー消費量の合計を当該建築物に係る基準一次エネルギー消費量の合計で除して得た値とする。

(二) 建築物の一次エネルギー消費量モデル住宅(国土交通大臣が設備に応じて住宅部分の一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な住宅であると認めるものをいう。以下(二)において同じ。)の設計一次エネルギー消費量を当該一次エネルギー消費量モデル住宅の基準一次エネルギー消費量で除して得た値をいう。

(新設)

項第一号ロ(1)に規定するものをいい、基準省令第十三条中 E_M を加える部分を除いて算出したものをいう。以下この項において同じ。)を誘導基準一次エネルギー消費量(基準省令第十条第一項第一号ロ(1)に規定するものをいい、基準省令第十四条中 $O \cdot H$ を乗じる部分及び E_M を加える部分を除いて算出したものをいう。以下この項において同じ。)で除して得た値をいう。ただし、三の項の表二の欄における住宅用途B E I(再生可能エネルギーを除く。)は、特定供給事業者が、一年間に都内において新たに建設し、又は新築する同表二の欄に掲げる用途に供する建築物に係る誘導設計一次エネルギー消費量の合計を、当該建築物に係る誘導基準一次エネルギー消費量の合計で除して得た値をいう。

五及び六 (現行のとおり)

七 二の項又は四の項の表にかかわらず、特定建築物又は中小規模特定建築物(当該中小規模特定建築物の延べ面積が三百平方メートル以上である場合に限る。(二)において同じ。)をこれらの表イからハまでの欄に掲げる用途のうち二以上の用途に供する場合における設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準は、次のいずれかとする。

(一) (現行のとおり)

(二) 特定建築物又は中小規模特定建築物の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した設計一次エネルギー消費量を合計して得た数値が、当該特定建築物又は中小規模特定建築物の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した基準一次

四及び五 (略)

六 二の項の表にかかわらず、特定建築物を同表イからハまでの欄に掲げる用途のうち二以上の用途に供する場合における設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準は、次のいずれかとする。

(一) (略)

(二) 特定建築物の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した設計一次エネルギー消費量を合計して得た数値が、当該特定建築物の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した基準一次エネルギー消費量を合計して得た数値を超えない

エネルギー消費量を合計して得た数値を超えないこと。 別表第二から別表第二十まで（現行のとおり） 別記第一号様式から別記第三十九号様式まで（現行のとおり）	こと。 別表第二から別表第二十まで（略） 別記第一号様式から別記第三十九号様式まで（略）
---	---